

令和3年5月の法人税務についてのお知らせ

国 税 の 種 類		納 付 ・ 提 出 期 限		提 出 先
1	源 泉 所 得 税 (令和3年4月分)	納付期限	令和3年5月10日(月)	税 務 署
2	法人税・消費税等 (令和3年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和3年5月31日(月)	税 務 署
3	法人住民税・法人事業税 (令和3年3月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和3年5月31日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和3年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和3年5月31日(月)	税 務 署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和3年9月30日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和3年5月31日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

課税売上割合に準ずる割合の適用課税時期の見直し
令和3年4月1日以後から適用

例えば、土地の売却が行われたケースでは課税売上割合で共通仕入の仕入税額控除が計算されると税負担が多くなってしまいます。この場合の対応方法として課税売上割合に準ずる割合を適用することが考えられる。当該適用には適用する課税期間の末日までに税務署長の承認を受けなければならない。この届出、承認期間が令和3年4月1日以後から適用する課税期間の末日の翌日から1月を経過する日までと見直しされた。

「課税売上割合に準ずる割合」とは

消費税法基本通達 11-5-7 で以下のように定めている。

(課税売上割合に準ずる割合)

11-5-7 法第30条第3項(課税売上割合に準ずる割合)に規定する課税売上割合に準ずる割合(以下11-5-9までにおいて、「課税売上割合に準ずる割合」という。)とは、使用人の人数又は従事日数の割合、消費又は使用する資産の価額、使用数量、使用面積の割合その他の課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものの性質に應ずる合理的な基準により算出した割合をいう。

電子契約の印紙税は不要

Eメールや電子メールにより契約した場合

FAXや電子メールの送受信による電子契約は、実際の文書が交付されないため、印紙税の課税原因が発生しないため印紙税は不要となる。